

## 第 58 回移動法律相談 開催要項

- 1 行事名称 同志社大学法学研究会 第 58 回移動法律相談
- 2 内 容 学生による、市民の方々を対象とした法律に関する相談会
- 3 目 的 現実の法律問題に触れることにより、学生の勉学をより一層深めると共に、市民の皆様には手軽な法律相談の場を提供し、社会の一助となること。
- 4 日時場所 三重県四日市市  
開催日程：平成 26 年 8 月 29 日（金）・30 日（土）  
受付時間：9 時～14 時 30 分  
会 場：四日市市文化会館  
三重県伊勢市  
開催日程：平成 26 年 8 月 31 日（日）・9 月 1 日（月）  
受付時間：9 時～15 時  
会 場：伊勢市観光文化会館
- 5 料 金 無料
- 6 予 約 不要
- 7 相談内容 相続・離婚・ご家庭のトラブル、金銭トラブル、倒産・破産の問題、交通事故、近隣トラブル、雇用・賃金トラブル、土地・建物トラブル、損害賠償の問題、その他法律問題一般  
(ただし、税金問題、刑事事件、知的財産関係、訴訟中の事件は除く。)
- 8 相談手順 ①受 付 受付用紙に相談内容を大まかにご記入いただきます。受付用紙は当日受付にてお渡しするほか、インターネットからもご入手いただけます。  
②予 審 受付用紙にご記入いただいた内容に基づいて選ばれた学生相談員 3 名が、ブースごとに仕切られた相談室にて詳しくお話を伺います。(弁護士または教授が同席しますが、あくまで学生主体のため、直接お話になることはできません。ご了承ください。)

- ③検 討 伺ったお話について、学生が別室で法的な検討を行います。  
学生での検討がすみましたら、弁護士または教授がその内容  
を確認します。この間、ご相談にいらした方には待合室でお  
待ちいただきます。(待ち時間の目安は30分ですが、ご相談  
の内容によってはそれ以上かかることもあり得ます。ご了承  
ください。)
- ④本 審 待合室までお迎えにあがり、相談室にて検討結果をご報告い  
たします。(複雑な事案の場合、後日回答となることもあり  
得ます。ご了承ください。)
- ⑤アンケート 最後に、アンケート用紙をお渡ししますので、当法律相談で  
お気づきになったことなどを待合室にてご記入願います。

9 参加人員 弁護士・教授・准教授・講師・助教約20名、学生約80名

10 主 催 同志社大学法学研究会 第58回移動法律相談実行委員会

11 後 援 四日市市、伊勢市、四日市市教育委員会、伊勢市教育委員会、  
三重県社会福祉協議会、四日市市社会福祉協議会、伊勢市社会福祉協議会、  
四日市商工会議所、三重県司法書士会、三重県行政書士会、  
三重県土地家屋調査士会、一般社団法人三重県不動産鑑定士協会、  
毎日新聞社、読売新聞社、伊勢新聞社、朝日新聞社、中日新聞社、  
三重テレビ放送、株式会社シー・ティー・ワイ、三重エフエム放送、  
エフエムよっかいち株式会社、株式会社百五銀行、株式会社三重銀行、  
同志社校友会、同志社校友会三重県支部、同志社法学会、同志社大学政法会、  
同志社大学政法会東海支部、同志社法曹会(順不同・敬称略)

12 連絡先 同志社大学法学研究会 第58回移動法律相談実行委員会

電 話：080-6206-3247

E-mail：[houken.iso58@gmail.com](mailto:houken.iso58@gmail.com)

住 所：〒602-8580 京都市上京区上立売通新町西入西大路町61-1  
新町学生会館414号室

以 上